

傍受令状の請求等をする事ができる司法警察員の指定に関する規則

犯罪捜査のための通信傍受に関する法律（平成11年法律第137号。以下「法」という。）
第4条及び第7条第1項の規定により長崎県公安委員会が指定する警視以上の警察官
は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 長崎県警察本部の生活安全部（少年課及び地域課を除く。）、刑事部（捜査第二課、鑑識課、科学捜査研究所及び機動捜査隊を除く。）及び警備部（機動隊を除く。）
の各所属長
- (2) 警察署の署長、刑事官及び警備官

附 則

この規則は、法の施行の日（平成12年8月15日）から施行する。

附 則（平成14年長崎県公安委員会規則第22号）

この規則は、平成14年10月1日から施行する。